

愛知県一宮市における「屋運」の分布

中田 敏夫* 稲垣 拓也**

*国語教育講座

**卒業生

Distribution of “OKU-UN” in Ichinomiya-shi, Aichi

Toshio NAKADA* and Takuya INAGAKI**

*Department of Japanese Education, Aichi University of Education, Kariya 448-8542, Japan

**Graduate, Aichi University of Education

はじめに

愛知県一宮市内の小中学校において、所謂「体育館」をさして「屋運（おくうん）」と呼ばれていることは既に中田（2010）で指摘している。中田（2010）では、明治以降の近代学校制度下の運動施設名称や社会教育関連の運動施設名称などの検討を通しながら「屋運」という語の成立を明らかにしている。本稿の議論にも、「体育館」、「屋内運動場」という名称の成立は関わるので、中田（2010）より法令上の経緯を中心に概要を記しておく。

昭和22年文部省令第11号「学校教育法施行規則」により「学校には、別に定める設置基準に従い、その学校の目的を実現するために必要な校地、校舎、校具、体操場、図書館又は図書室その他の設備を設けなければならない。」とされ、この施行規則を受けて高校では昭和23年「高等学校設置基準」（文部省令第1号）が、大学では昭和31年「大学設置基準」（文部省令第28号）が定められた。ここには備え付けるべき一つの施設として「体育館」が指定され、「体育館」が法令上の施設名称として正式に位置づけられたことになる。一方、小中学校は平成14年になりはじめて設置基準上「体育館」が施設として定められた（設置基準第10条「小学校には、校舎び運動場のほか、「体育館」を備えるものとする」）。したがって、平成14年までは小中学校での所謂「体育館」を表す正式名称は「屋内運動場」であったことになる。しかしながら、例えば最終改正が平成19年の「公立学校施設費国庫負担法」（昭和28年制定法律第24号）、最終改正が平成20年（法律73号）である「義務教育諸学校施設費国庫負担法」（昭和33年制定法律81号）などの法令等文書では平成14年以降も「屋内運動場」が一貫して用いられている。ところで、ほ

とんどの地域では戦後早くから実際の通称としては、社会体育施設として始まった「体育館」の名称を小中学校などでも使うようになっていた。だが一宮市では、「屋内運動場」の語頭を取って「屋+運」という省略形の名称を独自に生み、それが広まっていたと考えられるのである。なお、「体育館」は明治40年「東京勧業博覧会」で出品されて以来、東京YMCA「体育館」（大正6年）、文部省建設の国民「体育館」（昭和12年）など専ら社会体育の場で広まっていった。学校教育の現場でも立教大学の「体育館」（大正8年落成）などは確かにあるもののいずれも中等高等教育における施設であり、小学校レベルでの建設物ではない。つまり「体育館」と呼ばれるためには施設としての一定の面積、設備が必要であり、その条件さえ満たせば学校教育の施設でもその名称が付されることになる。しかし例えば、昭和42年文部省管理局教育施設部「学校施設指導要領」で「小学校屋内運動場適正面積案」として学級数33以上を有する小学校に示されたものは、広さ、ステージなどの設備面でも十分「体育館」の条件を備えたものである。その意味で、戦後小中学校で建設された屋内運動施設は十分「体育館」の条件を持っていたのにも関わらず法令上「屋内運動場」と呼び続けられたのであり、その理由は、「小学校設置基準」第10条にある「（小中学校は）ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りではない」とする但し書きが付いている点によると考えられる。例えば島嶼によっては「体育館」に相当するだけの施設建設がむずかしい場合もあるだろう。法令で制定するということは全国のすべての学校に設置が義務付けられることを意味する。その意味で平成14年の設置基準までより充実した施設を意味する

「体育館」という名称を法令上使えなかったものと考えられる。

本稿では一宮市における「屋運」という呼び方がいつ頃から生まれ、その定着と広がりはどうであったかを中心に、アンケート調査、文献調査を踏まえ議論する⁽¹⁾。なお、一宮市では「屋運シューズ」などのことばも生み出されているが、これについては別稿に譲る。

1 愛知県下及び一宮市内の屋内運動施設名の概要

まず愛知県下の状況がどうなっているかについて触れる。2013年度愛知教育大学の受講生137名に、小学校・中学校・高校時代で所謂「体育館」をどう呼んでいたかを調査した⁽²⁾。その結果、愛知県下、一宮市出身以外の全131名の回答は「体育館」であった。愛知県は大きく尾張・西三河・東三河の3地方に分けられ、2013年現在38市7郡14町2村で構成されている。このうち、比較的小さな市町村23箇所の情報は得られなかったが⁽³⁾、尾張・西三河・東三河の31市町村において、地域による偏りなく「体育館」が使用されていることがわかった。このことから、愛知県は一宮市を除き「体育館」と呼ばれていると判断できる。ただし平成17年の市町村合併で一宮市となった旧尾西市(1名)と旧葉栗郡木曾川町(3名)は「体育館」であった。彼らは小中学校は旧の市町で育っており、したがって、厳密には「体育館」の分布は平成17年の町村合併前の旧一宮市を除く愛知県下ということになる。以下では、旧尾西市・旧木曾川町を含まない旧市域を「一宮市」と呼ぶこととする。

さて、一宮市内だが、この調査では一宮市出身が6名おり、小中学校・高校のいずれのときも「屋運」であった。旧市街地3名、その周辺3名であった。これより、一宮市の20代前後の若者の間では「屋運」が市内満遍なく使用されており、「屋運」は現在市内全域で一般的に使用されていることばであることが改めて確認された。

2 愛知県一宮市における「屋運」の使用

2.1 一宮市の成り立ちと市の広がり

愛知県一宮市は尾張地方、愛知県北西部の、平成25年現在人口378,983人、面積113.91km²の市である。ここで一宮市の成り立ちと市の広がりについて触れておく。

明治22年の町制施行で中島郡一宮村と一色町が合併して一宮町となり、大正10年9月1日市制施行により、一宮市が誕生した。この地域が旧市街地である。昭和15年の8月1日に葉栗郡葉栗村、9月20日に丹羽郡西成

村を編入し、昭和30年の1月1日に丹羽郡丹陽村・葉栗郡浅井町、4月1日に葉栗郡北方村・中島郡大和町・同奥町、同萩原町・同今伊勢町、4月7日に丹羽郡千秋村を編入した。そして平成17年4月1日、尾西市・栗東郡木曾川町を編入し現在に至る⁽⁴⁾。以下の資料では、平成17年の合併前の一宮市を対象としている。

2.2 「屋運」の使用に関する調査

「屋運」の使用がいつから始まったかをみるために、「屋運」の使用に関する世代別の調査を行った。戦後所謂「体育館」が広く設置されるのは昭和33年の「義務教育諸学校施設費国庫負担法」制定以降となるので、戦後生まれの人を対象に旧尾西市・旧木曾川町を除く一宮市出身者を対象に調査を行った。この際、稲垣の友人の親や教員など、協力をもらえる人たちを通して資料を得ていることを断っておく。結果、昭和22年生まれから昭和59年生まれまで64人の資料を得た。出身地域も市内広く分布しており、「屋運」の広がる様子を考察しうる資料となった。

調査文は次の通りである。Bとして中学校についても同様に聞いている。

A「あなたは小学校のときに学校屋内運動施設のことを何と呼んでいましたか。あてはまる番号に○を付けてください。1と2にあてはまるものがなければ「3その他」の括弧に何と呼んでいたかを書いてください。

- 1「体育館」 2「屋運」(おくうん)
3その他 ()

3 考察

3.1 「屋運」の成立時期

調査結果は表1の一覧の通りである。「その他」の回答としては「講堂」がみられただけであった。昭和30年代前半までみられる「講堂」であるが、講堂は確かに屋内体育施設として共有されることはあったが、儀式を行うことが主目的の施設であり、今回の考察からは省き、「体育館」と「屋運」にしぼることにする。

まず小学校について表1を大きな流れでみると、昭和28年宮西小出身者の結果を除けば、昭和32年生まれまで「屋運」が見られず、一方昭和50年からは、昭和52年大志小の「体育館」との併用を除き、「屋運」のみが用いられている。昭和31年までは「体育館」が使われていることから、一宮市内の小学校でも屋内運動施設のことを戦後早い時期には「体育館」と呼んでおり、「屋運」は新しく呼称された名称であることが明らかになる。その「屋運」が上述の大学生の調査結果の通り、現在につながっているのである。

中学校についても基本的には小学校に準じた形をとっており、表1によれば「体育館」がまずあって、新

表1 調査結果

生年	出身小学校	出身中学校	小学校	中学校
昭22	神山	中部	○	○
昭23	大和西	大和	+	+
昭25	大志	南部	+	○
昭28	大志	南部	+	○
昭28	西成	西成	○	○
昭28	宮西	北部	■	■
昭28	宮西	北部	○	○
昭28	向山	南部	○	○
昭29	浅井南	浅井	○	○
昭29	大志	南部	+	○
昭29	丹陽	丹陽	○	○
昭29	向山	南部	○, +	○
昭29	向山	南部	○	○
昭29	大和東	大和	+	+
昭30	貴船	北部	○	○
昭30	丹陽西	東海(私学)	+	+
昭30	大和東	大和	+	○
昭31	浅井南	浅井	○	○
昭31	今伊勢	今伊勢	○	○
昭31	神山	中部	○	■
昭31	大志	南部	+	○
昭31	富士	南部	○	○
昭31	向山	南部	○	○
昭32	瀬原	西成	○	○
昭32	萩原	萩原	■	■
昭32	葉栗	葉栗	+	○
昭32	富士	南部	■	○
昭32	富士	南部	■	○
昭33	浅野	南部	○	○
昭33	今伊勢	今伊勢	+	○
昭33	大志	南部	○	■
昭33	中島	萩原	○	○
昭33	葉栗	葉栗	+	■
昭34	浅井北	浅井	○	○
昭34	神山	中部	■	■
昭34	葉栗	葉栗	+	○
昭34	富士	南部	○	○
昭35	萩原	萩原	■	■
昭35	富士	南部	■	○
昭35	富士	南部	■	○
昭36	奥	奥	○	○
昭36	大志	南部	■	■
昭37	宮西	北部	■	■
昭38	宮西	北部	■	○
昭40	丹陽西	丹陽	○, ■	○, ■
昭41	西成	西成	○	■
昭41	葉栗	葉栗	■	■
昭41	富士	南部	■	■
昭42	葉栗	葉栗	■	■
昭43	千秋	千秋	○	■
昭44	今伊勢	今伊勢	■	■
昭45	富士	南部	■	■
昭47	今伊勢	今伊勢	■	■
昭47	千秋東	千秋	■	■
昭47	向山	南部	○	■
昭50	末広	中部	■	■
昭52	大志	南部	○, ■	○, ■
昭53	今伊勢	今伊勢	■	■
昭54	丹陽西	丹陽	■	■
昭54	千秋南	千秋	■	■
昭56	浅井中	浅井	■	■
昭56	今伊勢西	今伊勢	■	■
昭59	西成東	西成東部	■	■
昭59	向山	南部	■	■

凡例 + : 講堂 ○ : 体育館 ■ : 屋運

たな呼称としての「屋運」が広がりを見せている。

表2は「屋運」の出現について、「体育館」との併用の場合も含め、各年代を前半後半にまとめて示したものである。小学校をみると、昭和20年代前半はなし、後半に12人中1人、昭和30年代前半に23人中4人(17%)と、まだ「屋運」の使用が非常に少ないことがわかる。それが、昭和30年代後半になると7人中6人(85%)に一気に増える。昭和40年代前後半は71%、75%と上昇は見せないが、昭和50年代になると前後半ともに100%となり「屋運」がこの年代で定着することがわかる。この結果から、昭和20年代後半生まれが小学校入学の頃、すなわち昭和30年代前半頃に「屋運」が生じたと推定できるだろう。一方、表2の中学校をみると、「屋運」は昭和30年代前半(22%)までは小学校同様少ないが、後半も43%と引き続き少なく、昭和40年代前半になり100%となり現在に続く。小学校と中学校では就学時期に時間差があり、中学校での呼称の時期が後ろにずれることになるわけであり、所謂「体育館」をどう呼んでいたかについても後ろにずれ、その結果をこれは表しているものと考えられる。

データ数は決して十分とはいえないが、以上より、戦後早くには一宮市においても日本の他の地域と同様に、学校運動施設を「体育館」と呼んでいた時期があったが、新たに「屋運」という名称を昭和30年代前半あたりに生み、昭和30年代後半に広がりを見せ、昭和40年代前半から定着をし始め、昭和50年代後半には完全に定着させて現在につながったとまとめられるだろう。

3.2 「屋内運動場」という正式名称の一般化について

では、その昭和30年代前半に「屋運」を生じさせた背景には何があるのだろうか。まず、「屋内運動場」という名称が学校現場で正式名称として定着する流れをpushしたい。

表3は、一宮市小中学校長会(1967)、同(1978)をもとに、各小中学校の屋内運動施設の竣工年、完成年等の記載のあるものや、年度の記載のある校地校舎平面図から作成したもので、屋内運動施設が設けられた、あるいはその年度に確実に設けられていた年を表した

表2 「屋運」年代別出現率

	小学校	中学校
昭和20年代前半	0% (0/2)	0% (0/2)
後半	8% (1/12)	8% (1/12)
昭和30年代前半	17% (4/23)	22% (5/28)
後半	85% (6/7)	43% (3/7)
昭和40年代前半	71% (5/7)	100% (7/7)
後半	75% (3/4)	100% (4/4)
昭和50年代前半	100% (5/5)	100% (5/5)
後半	100% (4/4)	100% (4/4)

表3 一宮市小中学校別屋内運動施設の記載年

宮西小	大正3	講堂
奥小	大正8	講堂
西成小	昭和2	講堂
浅井南小	昭和2	講堂
貴船小	昭和3	講堂
大志小	昭和9	講堂
今伊勢小	昭和9	講堂
千秋小	昭和16	講堂
神山小	昭和19	講堂
今伊勢小	昭和21	講堂
浅井中	昭和22	講堂
西成中	昭和26	講堂
今伊勢中	昭和26	講堂
中部中	昭和26	小講堂
葉栗中	昭和26	代用講堂
奥小	昭和30	雨天体操場
千秋中	昭和30	雨天体操場
貴船小	昭和35	雨天体操場
中島小	昭和36	体育館
富士小	昭和36	体育館
中部中	昭和37	体育館
西成中	昭和39	体育館
浅井中	昭和39	体育館
北方中	昭和41	体育館
大和中	昭和44	体育館
北方小	昭和30	屋内運動場
大和東小	昭和30	屋内運動場
北部中	昭和35	屋内運動場
宮西小	昭和36	屋内運動場
向山小	昭和37	屋内運動場
葉栗中	昭和37	屋内運動場
奥中	昭和39	屋内運動場
北方中	昭和41	屋内運動場
萩原中	昭和42	屋内運動場
千秋中	昭和44	屋内運動場
丹陽中	昭和45	屋内運動場
大和中	昭和46	屋内運動場
浅井北小	昭和47	屋内運動場
葉栗小	昭和50	屋内運動場
千秋南小	昭和50	屋内運動場
西成東小	昭和51	屋内運動場
今西小	昭和51	屋内運動場
赤見小	昭和52	屋内運動場
丹陽西小	昭和52	屋内運動場

(一宮市小中学校長会(1967・1978)より)

資料である。すべての小中学校が周年記念誌に記載を行っているわけではないので、限られた情報となっているが、大きな流れがわかる。まず「講堂」が戦後も昭和26年頃まで建設されていたことがわかる。次に昭和30年の奥小、千秋中、昭和35年の貴船小には「雨

天体操場」の名称が見える。中田(2010)によれば、「雨天体操場」は、明治28年の文部大臣官房会計課建築掛「学校建築図説明及設計大要」の中の「尋常中学校及尋常師範学校設計ノ実例」(大分県)にある「雨天体操場」がこの名称の早い例である。その後もこの語は、大正14年「木造小学校建築耐震上ノ注意」(震災予防調査会震甲第54号)や、昭和9年「鳥根県学校建築改善要綱」(鳥根県会第923号)、昭和9年「学校建築物ノ營繕並ニ保全ニ関スル件」(文部省訓令第16号)などで屋内運動施設の正式名称として取り扱われており、それと関係した名称である。この語が戦後一定時期まで残っていた事実は興味深い、ここでは指摘するにとどめる。次に「屋内運動場」は昭和30年からみられ、間に「体育館」をはさみ、昭和44年以降はすべての小中学校で「屋内運動場」となっている。一方7つの小中学校にみえる「体育館」は昭和36年から昭和44年までの限られた期間に現れていることがわかる。

さて、この資料は一宮市小中学校長会が編纂した公の沿革史・校内地図であるから、市の正式名称として示されたものである。はじめに触れたとおり、小中学校では昭和22年「学校教育法施行規則」を受けながらも屋内運動施設は明確にされず、昭和33年の「義務教育諸学校施設費国庫負担法」ほかで示される「屋内運動場」という名称をもってして、各小中学校は正式名称として表したものと考えられる。これはそれに準拠したものともいえる。

このような、沿革史や校内配置図に「屋内運動場」が正式名称として記される例は、一宮市に限らず全国の各市でみられるのは事実である⁽⁵⁾。また、小学校のホームページ上で示される「沿革史」から屋内運動施設の名称がどのように記載されているか、例として名古屋市と岡崎市の状況をみると(2013年9月検索)、名古屋市は全263校中、「沿革史」として所謂「体育館」の記載がみられるのは118校あり、そのすべてが「体育館」ないしは「体育館兼講堂」であった。「屋内運動場」は全くみられなかった。一方岡崎市は全47校中14校の記載がみられ、そのうち「体育館」が11校、「屋内運動場」が3校であった⁽⁶⁾。岡崎市の3校は、大樹寺小・昭和42年、常盤東小・昭和62年、夏山小・平成12年であり、夏山小の例は平成12年という極めて最近の例となる。これは設置基準により「体育館」が正式名称となる平成14年より前だったこととも関係しているかもしれない。これらより、名古屋市の場合、市全体で、建設される施設名を「体育館」と統一していった様子が想像される。一方の岡崎市は、市としての統一を図らず、沿革史に掲載する名称を各校の判断に任せているところがあるのだと考えられる。ただし、この岡崎3校で「屋運」という呼称は特別生んでおらず、通称が「体育館」であることには違いない。

一宮市の場合、他の地域と同様「体育館」という名

称も確かに生んでいた。それが、昭和36年から44年の間にみられた表3の7つの小中学校である。つまり、一宮市も全国のほとんどの小中学校と同様、社会体育施設として始まった「体育館」の名称を学校施設名に用いるという動きが確かにあったのである。しかし昭和45年から「屋内運動場」しか正式名称に現れてこない事実からわかるように、一宮市教育委員会あるいは市内学校現場で「屋内運動場」という名称が、通称としても正式名称としても定着する流れになっていたことが想像される。正式名称が「屋内運動場」であったことは、例えば昭和53年一宮市教育委員会発行『一宮市教育委員会30年史』をみると、本文では屋内運動施設名称はすべて「屋内運動場」と記されており、巻末にある一宮市における各学校の体育施設状況が一覧掲載されている資料のタイトルも「一宮市立小学校校舎および屋内運動場（講堂）保有面積一覧表」となっていることから理解できる。さらには平成21年発行『一宮市教育委員会60年史』でも全く同様であり、正式名称として現在も「屋内運動場」が位置づけられていることが明確にわかる。

以上より、昭和30年代前半に「屋運」が生じてきた背景として、一宮市の教育現場で「屋内運動場」という名称が正式名称として定着する流れがあったことが指摘されるが、その背景には通称としても「屋内運動場」が盛んに用いられるようになっていたこともあろう。どちらが先というのではなく、「屋内運動場」という名称が盛んに使われる中で、「屋運」という省略形が生まれ、教室内や学校関係者の会話にそのことばが乗り、それがまた正式名称としての「屋内運動場」を支えたという関係が正確なところであろう。

なお、「屋内運動場」を正式名称として位置づけていることについて、現在学校関係者がどのように考えているか、平成19年に稲垣がいくつか問い合わせしているので、簡単に紹介しておく。まず、一宮市が「屋内運動場」という施設名を使用していることについて、一宮市教育委員会のスポーツ課長の話によると、「昭和33年に定められた『義務教育諸学校の施設費の国庫負担に関する法律』には「屋内運動場」という名称が用いられており、その他の法令にも「屋内運動場」という語が用いられている。そういった法律にのっとって一宮市では施設名を「屋内運動場」としている」ということだった。平成14年には一宮市教育委員会のホームページに市民の方から「何で一宮市の学校では「屋運」と呼んでいるのか。」と質問メールがあったようで、総務課は返答で「一般的には「体育館」と言われていますが、一宮市では法律に基づいて「屋内運動場」と呼んでいる」という答え方をしたことがあったとのことである。一宮市が「屋内運動場」を正式名称と位置づけている根拠に法律を挙げていることがわかる。また、知り合いの教員から「一宮市教育委員会には学

校屋内運動施設の正式名称は「屋内運動場」であるという見解が昔からあるらしく、そのため市内の全部の小中学校が「屋内運動場」の略称である「屋運」と呼ぶようになった」という話を聞いており、「屋運」という方言形の出自を市教育委員会の公式見解に求めていることがわかる。

3.3 「体育館」との関わりと「屋運」の市内での広がり方

ここで、「屋運」が「体育館」という言い方とどのように交わりながら、一宮市内で広まりをみせたかについて、考えてみたい。

表1により「体育館」と「屋運」の変遷を明らかにできたが、ここで一宮市小中学校校長会（1978）の文献資料からも確認しておく。本誌の第二部では「学校記念新聞集」として小中学校各校の企画で原稿を寄せているが、内容も校長の挨拶から、思い出記事、エッセー、児童生徒の学校への願い、沿革史、校内地図、座談会など、多岐に渡っている。これら全資料から沿革史、校内地図に記載された例を除くと、「体育館」は12例、「屋内運動場」は25例、「屋運」は6例、そして「屋内体育場」が1例、拾い出せた。前述の一宮市教育委員会発行の『一宮市教育委員会30年史』が昭和54年発行であり、そこに記載されているのはすべて「屋内運動場」であったことを考えると、「体育館」が12例出てくるのは、この時期「屋内運動場」がまだ市内の全住民に浸透していたわけではないことがわかる。事実、次のように同一記事で執筆者の違いが二つの言い方をみせる例が拾えた。

○神山小；卒業生の思い出についての寄稿文。

高2「屋内運動場」

高1「体育館」。

○浅野小；座談会「これからの浅野小学校」。

3年生「体育かんとあと少しでかんせいします」

4年生「もうすぐ屋内運動場もできます」

○浅井南；卒業生の思い出についての寄稿文。

32年度卒「屋内運動場」

42年度卒「体育館」

教員による思い出についての寄稿文。「屋内運動場」

○千秋南小；学校に関する寄稿文。

6年生「最近になって、プール・屋運・校舎が」

5年生「体育館もあるし」

出現数は「体育館」より「屋内運動場」の方が多く、「屋内運動場」に動いていることは認められるが、ほぼ同じ年齢の児童生徒同士で揺れがみられるということは、完全な定着に至っていないことを示している。表1でも昭和52年生まれの回答に両形がみられたが、この回答者が入学するのは昭和58年となるわけであり、本誌が編集された昭和53年の頃はまだ揺れも一定残していたのが事実かと考える。「屋運」6例は3例が座談会

の折りのものであり、口頭語として生まれてきたことを思わせる。残りの3例のうち、1例は上記千秋南小の6年生の文章であり、残りの2例は、富士小教頭の「創立20周年を顧みて」という題の文章中（「南校舎と屋運の新設工事が（下略）」）、もう1例は大和中「運動部がんばれ！」という記事（「屋運ではバスケット・剣道・卓球とみんな汗を流して（下略）」）であった。口頭語的な使い方として確実に浸透が進んでいることを思わせる。

前述のアンケート調査結果では、昭和50年代前半から100%の「屋運」使用であり、その定着を指摘したのだが、彼らが小学校に入るのはそれから6年後であるので、本誌が発行される昭和53年あたりが揺れの最後ともみられ、昭和50年代後半からほぼ定着していくことになるのだと考える。

さて、「屋運」の誕生と定着の流れをこれまで触れてきたが、ここで、「屋運」が一宮市のどこから生まれたかを考えてみたい。図1・図2は、表1小学校の結果を元に、昭和22年～昭和38年の年代と昭和40年～昭和59年の年代の2つに分け、得られた結果を出身小学校のある区域ごとにプロットしたものである。この際、一人の回答に複数回答がある場合は複数を示している。旧市街地を網掛けで示し、後に一宮市に編入された市域と区別できるようにしてある。これをみると、昭和22年からの図1では、「屋運」は萩原地区に2例みられるが、あとはすべて旧市街であることがわかる。一方、昭和40年からの図2をみると、丹陽地区、千秋地区、西成地区、浅井地区、葉栗地区、今伊勢地区へと広がりを見せていることがみてとれる。「屋運」を最も早く回答した昭和28年宮西小は旧市街地に存在しており、「屋運」という新しい省略形は宮西小近辺とは必ずしもいえないが、社会経済文化の中心地である旧市街から発信されたものと考えられる。昭和50年代はすべて編入はすんではいないが、旧市街地から発信された文化的影響の高い語形を受け入れるのに、周辺部は時間がかかったものと思われる。

最後に、一宮市小中学校校長会（1978）で得られた語形でこれまで触れないうきた「屋内体育場」について記す。これは、西成中学の新聞記事で前校長の執筆による「五十年の回顧」という文章中に現れた語形である。

西中に勤務したのは昭和四十四年度から四十八年度までの五十年であって、今回の回顧十年の真中五年に当たる。（中略）サッカーと野球が交さくする運動場、壇上が体操で、剣道・卓球・バスケットが同居する屋内体育場。（下略）

これを「屋内運動場」の誤植と考えることもできるが、実は、『一宮市教育委員会20年史』（昭和44年）の巻末には「一宮市立小学校校舎および屋体（講堂）保有面積一覧表」とあり、「屋体」という語形がみられ

る。『30年史』ほかの巻末では「屋内運動場」となっている点は前述した。教育委員会が発行した公の一覧表であるわけなので、本誌が発行された昭和44年には「屋体」という呼称が存在した蓋然性も高いことを考えなければならない。この「屋体」が、「屋内+体育場」だったとすれば、西成中学の前校長の記述と一致することになる。前校長が西成中に勤務を始めた昭和44年が、本誌の発行年と重なったのは必ずしも偶然とはいきれない面があろう。

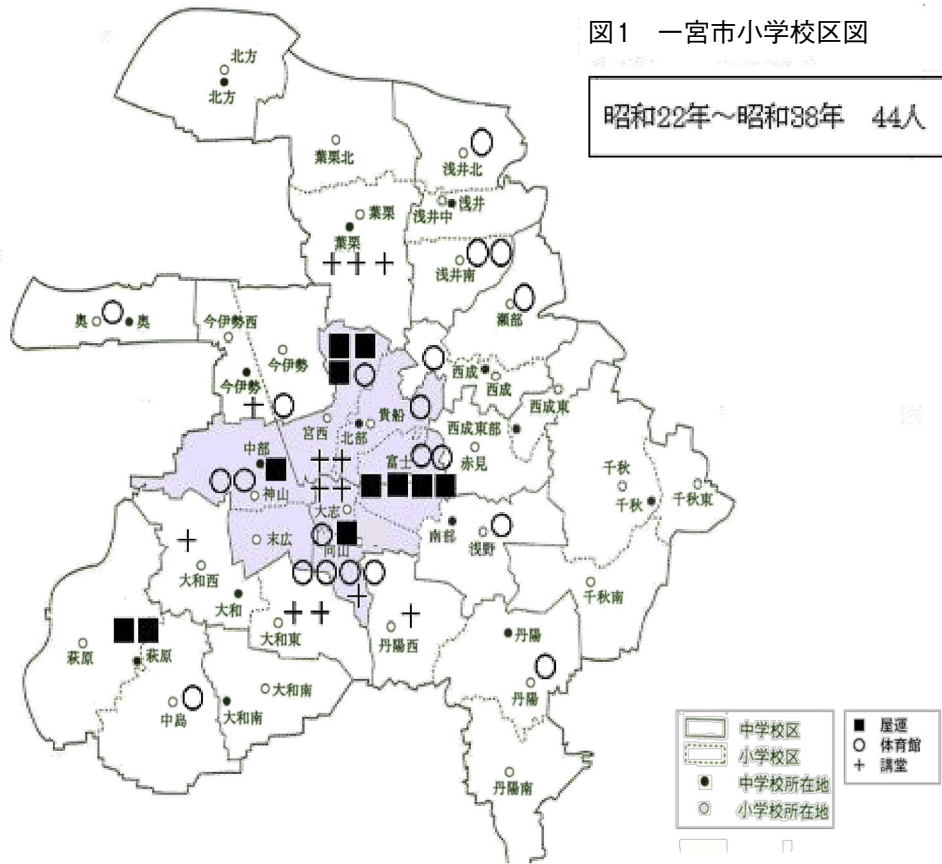
中田（2010）では「屋内体操場」について、明治33年「小学校令施行規則」の段階からみられ、昭和11年「特殊建築物規則」（内務省令第31号）や、昭和19年「（臨時日本標準規格）国民学校建物」（内閣告示第3号）などに例があることを指摘し、屋内体操場・屋外体操場が対になって用いられていたことを明らかにしている。そして「体操場」が戦後にかけて「運動場」に取って代わっていく過程で「屋内+運動場」が成立していくことも指摘している。西成中の例は「体育場」であり「体操場」ではないが、このような類似した名称が戦後のある時期存在した蓋然性は十分考えられる。またその省略形である「屋体」が生まれた蓋然性も同じくあろう。一宮市でも表3で確認できたように「雨天体操場」という名称が昭和30年から昭和35年にかけて聞かれていた。上記『20年史』の「屋体」の後部要素は、この「雨天+体操場」の「体操場」であったかもしれないし、「屋内+体操場」あるいは「屋内+体育場」の「体」であったかもしれない。さらには北海道などでみられる「屋体」と同じ「屋内+体育館」の「体」であった可能性もある⁽⁷⁾。いずれにしろ、昭和40年代前半はまだ「屋運」が定着を見ない時期である。その当時、「屋運」という語を生むと同時に、一方で「屋体」という語が生まれていたことも考えさせる。しかしながら、アンケート調査では「屋体」という語は誰ひとりからも得られておらず、一宮市における「屋内体育場」「屋体」の語は今後の課題としておきたい。

4 まとめ

今回の年代別のアンケート調査と文献調査の結果、一宮市における屋内運動施設名称である「屋運」という語がどのようなプロセスで、どのような時期に成立し、発展定着したかを一定明らかにしえたと考えられる。学校方言の大きな特徴は、行政区画の中で生まれ、発展定着し、それが他の行政区画に広がらない閉じた性格を持っている点にある。その際に今回取り上げた「屋運」は、一宮市の教育行政が公式文書等で「屋内運動場」という名称を徹底して使用したことが「屋運」を臨時的な呼称にとどめずに市内の広がりを保証した背景にあるのではないかと考えた。そして一宮市の教育行政がそれを根拠としたのは文科省から通達される

図1 一宮市小学校区図

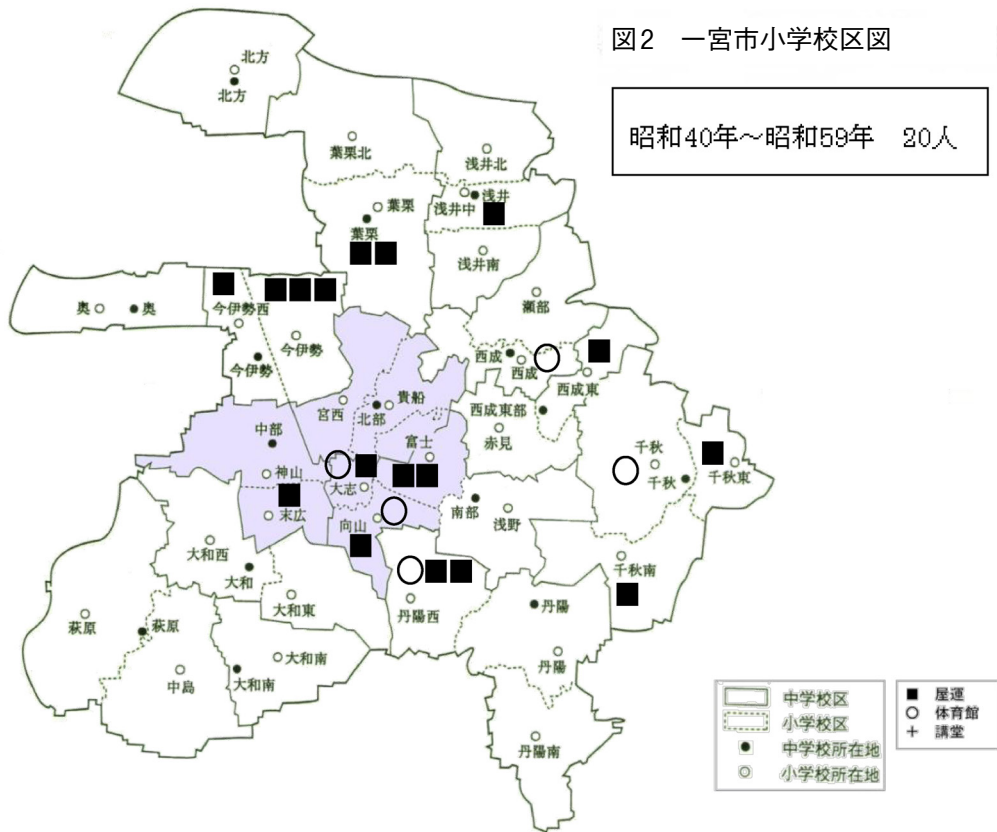
昭和22年～昭和38年 44人



一宮市の小中学校校区図 (出典: 新学制50周年記念 一宮市小中学校誌)

図2 一宮市小学校区図

昭和40年～昭和59年 20人



一宮市の小中学校校区図 (出典: 新学制50周年記念 一宮市小中学校誌)

「公立学校施設費国庫負担法」などの法令文書に示される用語、すなわち「屋内運動場」であった。現在の一宮市は、平成17年の市町村合併で旧尾西市と旧木曾川町が新たに加わった結果、旧両市町の小中学校が一宮市教育委員会の管轄となっている。今後旧両市町の学校と一宮市の学校の教員同士の交流や異動が行われることもあり、屋内運動施設のことを、現在「体育館」と呼んでいる旧両市町の小中学校でこの先「屋運」という呼称が広がるかどうかを、行政区画との関係で検証しなければいけないところである。

なお、中田(2010)で指摘している通り、このような一宮市での「屋運」に至るまでの背景は全国同じ条件にあるのであり、他の地域でも十分起こりうる現象である。現在1カ所、山口県防府市立牟礼南小学校・大道小学校・小野小学校・右田小学校で「屋運」と呼んでいることを確認している⁽⁸⁾。平成21年12月防府市教育委員会の協力で得られた防府市内の全小学校の校舎配置図によれば、「講堂」5校(勝間小・新田小・向島小・中関小・玉祖小)、「体育館」2校(富海中・松崎小)、「屋内運動場」10校(牟礼小・牟礼南小・華浦小・野島小・西浦小・華城小・小野小・右田小・大道小)、「アリーナ」1校(佐波小)となっている。先の「屋運」と呼んでいる小学校の校舎配置図の名称はすべて「屋内運動場」であった。ただし、一宮市とは違い、防府市では「体育館」「講堂」という配置図での名称も多く、また中学校の校舎配置図をみると、「講堂」2校(国府中・華陽中)、「体育館」6校(富海中・牟礼中・桑山中・華西中・佐波中・小野中)、「屋内運動場」3校(野島中・右田中・大道中)となっており、「屋内運動場」がかなり減る。つまり、防府市の「屋運」は「屋内運動場」という正式名称を持ついずれかの学校で偶然省略形が生まれた可能性が高く、それがいまだ市内に広く浸透していない状況にあるといえる。また、情報によれば中学にあがると「屋運」は使わないと言うことであり⁽⁹⁾、したがって、今後防府市での「屋運」の広がりには臨時的なもので終わる可能性もある。このことから、学校方言が行政区画全体にまでたどり着くためには多くのプロセスが必要となることがわかる。

また、防府市の佐波小学校であったように体育館の新設の関係で、新たに「アリーナ」という呼び方が全国的に生まれている。一宮市でも、神山小学校や中部中学校などでは「アリーナ」という呼び方が生まれている。神山小の平成25年度第3学年「学年だより」No.3(平成25年5月31日)には「保護者の方は、2時限の授業が終了後、アリーナに集合してください。」、中部中学校の平成25年度第1学年「学年通信」No.2(平成25年4月12日)には「入学式は、アリーナで行われました。」とある。神山小の場合、「学校沿革」には「平成16年屋内運動場竣工(3月30日竣工報告会開催)」とあり、正式な学校文書では「屋内運動場」を使いながら

も「アリーナ」という清新な印象を持つ外来語名を通称として使い始めているのである。このように、学校方言としての地位も新しい力あることばの誕生で、脅かされることになる。一宮市の学校運動施設名称の事例は、今後の推移を追いかけることで、ことばの発生、展開、定着の姿を検証していくことのできる格好な素材であることを指摘して稿を閉じる。

(注1) 共同執筆者稲垣は平成19年度愛知教育大学卒業研究として「一宮市特有のことば『屋運』(おうん)」の使用に関する調査を提出しており、本稿は稲垣の資料を使いつつ、中田が行った調査結果を加え、全体を中田の責任のもとまとめ直したものである。

(注2) 中田の講義時間中に受講生(平成元年～4年生まれ)に行ったものである。小中・高校時代の所謂「体育館」の呼称について、「オクウン・タイクカン・コウドウ・その他」から選ぶ方法を採用した。

(注3) 尾張では犬山・大府・北名古屋・小牧・津島・東海・豊明・長久手・弥富市、東郷・大治・豊山・大口・扶桑・武豊・南知多・美浜町、飛鳥村の18市町村、西三河では幸田町の1町、東三河では蒲郡市、設楽・東栄町、豊根村の4市町村、全23市町村からは情報は得られなかった。

(注4) 『新編一宮市史 年表』(一宮市 昭和63年)による。

(注5) この他、行政の取り扱い(例えば、「平成18年において、長野県の公立小学校屋内運動場設置率(対公立小学校数)は99.7%で全国で2番目に高くなっています。」「長野県公式ホームページ「長野県魅力発信ブログ」nihonichi.nagano-ken.jp/e109.html、「富士見小学校屋内運動場」酒田市ホームページ「選挙管理委員会からの選挙投票場所」www.city.sakata.lg.jp)や、建築・設計事務所関係の業務実績報告(例えば、岡野建築設計事務所「国立第二小学校屋内運動場」www.okanosekkei.com)などでも頻繁にみられ、「屋内運動場」が正式名称として取り扱われていることがわかる。

(注6) なお、両市とも「雨天体操場」もみられた。名古屋市は、旗屋小・明治45年、橘小・大正13年、東桜小・昭和3年、筒井小・昭和11年、飯田小・昭和23年の5校、岡崎市は矢作南小・昭和29年の1校であった。

(注7) 例えば、北海道江別市上江別小学校の「学校の概要」には「屋体」として「1,256平方メートル」という紹介がある。

(注8) 牟礼南小・大道小は中田が学校に赴き直接確認しており、小野小・右田小については防府市在住の方から教示してもらった。またこの教示者はブログでこのことを紹介している。
plaza.rakuten.co.jp/1959saku/diary/201002140000/
2010年2月14日

(注9) 同上。

参考文献

- 一宮市小中学校長会(1967)；『新学制二十周年記念 一宮市小中学校誌』(1967.3)
- 一宮市教育委員会編(1969)；『一宮市教育委員会二十年史』1969.3
- 一宮市教育委員会編(1976)；『一宮市教育委員会三十年史』1976.3
- 一宮市教育委員会編(1999)；『一宮市教育委員会五十年史』1999.3
- 一宮市小中学校長会(1978)；『新学制三十周年記念 一宮市小中学校誌』(1978.3)
- 一宮市教育委員会(1979)；『一宮市教育委員会三十年史』1979.3

一宮市教育委員会（1999）；『一宮市教育委員会五十年史』1999.3
中田敏夫（2010）；「屋運（おくうん）の成立—愛知県一宮市に
おける屋内運動場名の背景—」（『愛知教育大学国語国文学
報』2010.3）

（2013年9月30日受理）